○南阿蘇村自然環境保全条例施行規則

平成17年2月13日

規則第73号

(趣旨)

第1条　この規則は、南阿蘇村自然環境保全条例(平成17年南阿蘇村条例第124号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開発行為等の許可の申請)

第2条　条例第6条の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に定めるところにより関係書類を村長に提出しなければならない。

(1)　条例第6条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号の申請は、開発行為等許可申請書(様式第1号の1)に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア　位置図

イ　配置図、平面図、立面図、給水排水系統図

ウ　事業計画書

(2)　条例第6条第1項第3号及び第4号の申請は、開発行為等許可申請書(様式第1号の2)に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア　位置図

(3)　条例第6条第1項第5号の申請は、開発行為等許可申請書(様式第1号の3)に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア　位置図

イ　寸法・色・材質を記入した図面

(協議の手続)

第3条　条例第8条の規定による協議をしようとする者は、開発行為協議書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1)　位置図、付近見取図

(2)　計画平面図、立面図、断面図

(3)　写真

(4)　開発計画書

(開発行為等の届出)

第4条　条例第9条の規定による届出をしようとする者は、次の各号に定めるところにより関係書類を村長に提出しなければならない。

(1)　条例第9条第1項第1号及び第4号の届出は、開発行為等届出書(様式第3号の1)に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア　位置図

イ　配置図、平面図、立面図、給水排水系統図

ウ　事業計画書

(2)　条例第9条第1項第2号の届出は、開発行為等届出書(様式第3号の2)に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア　位置図

イ　事業計画書

(3)　条例第9条第1項第3号の届出は、開発行為等届出書(様式第3号の3)に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア　位置図

イ　寸法・色・材質を記入した図面

(手続の特例)

第5条　前3条の規定にかかわらず、村長は、記載すべき事項及び添付すべき書類のうち、必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略することができる。

(事業完了(廃止)の届出)

第6条　条例第13条及び第14条の規定による届出は、事業完了(廃止)届出書(様式第4号)を、村長に提出しなければならない。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成17年2月13日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の白水村環境保全要綱実施要領(平成元年白水村要領第1号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。